

## 第2章 既往研究の概要と研究課題

本章では、第1節において本研究の目的にかかわる従来の理論と実証研究について概観し、第2節では本論文の課題を提示する。最後の第3節では、都市施設の一つである保育所について、その制度や設置基準、入所基準などの内容と最近の話題について述べる。

### 2-1 既往研究の概要

出生行動にかかわる先駆的理論的アプローチは経済学 (Leibenstein 1957, Becker 1960, 1965, Mincer 1963, Easterlin 1966, Willis 1973, Heckman 1974a) や社会学 (Davis and Blake 1956, Freedman 1975), 人類学 (Knobel 1974), 環境心理学 (Presser 1978) など様々な分野で始まった。本節では、これらの諸分野の中で、とくに本研究と密接な関係のある、経済学や社会学、環境心理学に絞って出生行動に関わる理論と仮説を展望する。

まず、出生行動に関する経済学からの接近は、大きく分けて家計の所得と女性の就業という二つの要因の効果を個別に扱って理論研究が始まった。所得効果の理論的展開は Leibenstein (1957) と Becker (1960) に起源をもち、この分野の中では優れた理論的枠組みとして研究が深められている。両者は、消費者の需要理論を援用し、親は子供の養育に関わる費用 (価格) と予算制約を条件とし、効用を最大化する子供数を選ぶ消費者であると考え、主に出生行動の需要面の分析を目的としている。

彼らは出生・育児に伴う一時的あるいは永久的に仕事を離れることによる費用、すなわち機会費用について触れず、Mincer (1963) によって初めて女性の就業行動と出生行動の関連性が明らかにされた。Mincer によると、出生行動の主な費用は母親の時間と育児のために失われる潜在的収入であると述べ、女性の賃金率によって測られる母親の時間の機会費用が出生力と負の関係にあることを示した。これらの二つの理論を要約すると、子供は耐久消費財 (正常財) とみなされ、家計の所得が増加すると子供に対する需要は増加し、逆に価格が増加するとその需要は減少するとしている。価格は、主に育児の直接費用 (教育費など) と間接費用 (育児のために失われる様々な機会費用) からなっており、教育費や女性の市場賃金に代表される育児の機会費用が上昇すると、子供に対する需要は減少すると指摘している。しかし、Becker (1965) はこうした出生行動に対する正の所得効果は、経験的・歴史的的事実に反すると考え、子供の質という概念を導入した。すなわち、所得の増分は子供の数でなく、質の向上に向けられると仮定し、その結果として所得の負の効果を導出しようとしたが不完全に終わっている (大淵 1988, pp.29-33)。これ以降、多くの実証分析によって、上述した初期の理論のも

つ問題点と限界が明らかにされると同時に、さらなる改良が進んでいるが、詳しくは大淵・高橋・金子・加藤（1998）を参照されたい。

社会学からは、主に「人口転換理論」、すなわち近代の産業化・都市化に伴う多産多死から少産少死へ現象を解明しようとして出生行動に関する研究が始まった。とくに、最近では先進諸国で起きている、人口置換え水準（約2.1人）をさらに下回る出生力低下を「第2の人口転換」と定義し、その原因について盛んに議論されている（van de Kaar 1987）。この分野における最近の代表的な研究として阿藤（1997）によるものが上げられる。彼は、技術的要因や経済的要因、文化的要因という三つの要因を取り上げ、先進国の出生力低下を分析している。技術的要因とは、新しい効率的出生抑制方法（近代的避妊方法や人工妊娠中絶の合法化など）を意味し、その普及が出生率の低下を促すとしている。経済的要因は上述した経済学の出生理論に基づいて、女性の雇用機会が広がり、その賃金水準が上昇すると育児のための時間コスト（機会費用）も上昇し、多くの女性が育児より労働参加を選択することになり、その結果出生率は低下するという考え方である。以上の二つの要因は、先進国の低出生率を規定する共通した要因であると述べている。しかし、家族形成に関わる文化的価値規範を表す文化的要因では、日本と他の先進国の間では異なる要因があったことを指摘している。すなわち、欧米を第2の人口転換へ変化させた文化的要因は主に個人の自己実現を至上とする個人主義の浸透であり、子供は王様から夫婦は王様へと意識が変化した結果が起きたとされるが、日本では女性の社会経済的地位や役割をめぐる価値観の変化によるものであると分析を行っている。

一方、建築や都市計画と関係の深い環境心理学でも人間行動と環境との間における相互作用に着目し、育児環境と出生行動の間における関連性を解明しようとした（Presser 1978）。すなわち、育児に関する意識（育児意識）は育児行動を取り巻く環境（育児環境）によって形成されると同時に、育児環境における育児行動あるいは出生行動の変動は、女性の育児環境の受け止め方の差によるものであると述べている。廣嶋（1981）は育児環境を構成する要素を図2-1のように示した。まず、育児環境を世帯的-地域的、人的-物的の二つの軸によって区分し、五つの構成要素をそれぞれの象限に配置し、女性の育児・出生行動はこれらの要素に対して働きかけたり、女性の行動を変更したりするのであると述べている。

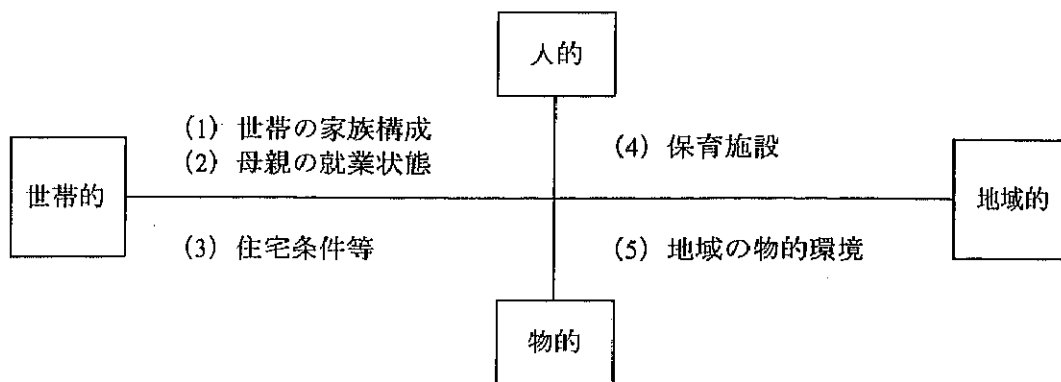


図 2-1 育児環境の構成要因

資料：廣嶋（1981）

一方、保育施設を明示的に取り上げた代表的な実証研究例として、海外では、Heckman (1974b), David (1992, 1995), Hofferth and Wissoker (1992), Webster and White (1997) などが上げられ、日本では駒村 (1996), Nakamura and Ueda (1999) などが上げられる。これらのほとんどは有配偶女子の就業行動を説明するための研究であって、出生行動を説明するものではない。

日本における育児環境と出生行動との関係を具体的に取り上げた実証研究を表 2-1 に示す。表からわかるように、ほとんどの研究が居住環境を育児環境の代理変数として使っており、石坂・秦 (2000) を除く他の研究からは政策的に有効な知見が得られたとはいえない。その他の出生行動に対する社会政策として、現金給付制度 (原田・高田 1993, 織田 1994) や育児休暇制度 (樋口 1994) などを取り上げた研究が上げられる。

表 2-1 育児環境と出生行動にかかわる日本の実証分析例

文献	モデル	データ (単位)	主な政策変数	分析結果
Kojima (1993)	ハザードモデル・ロジットモデル	横断面 (個票)	持ち家 (マンション)	第3子の出生確率に負の効果
大谷 (1993)	順序型ロジットモデル	横断面 (個票)	結婚時の部屋数	完結出生児数に対し、統計的有意性なし
廣嶋 (1994)	定性的分析	横断面 (個票)	住宅所有関係	住宅所有関係と出生児数との関係は弱い
山崎・広原 (1994)	定性的分析	横断面 (個票)	住宅所有関係, 部屋数, 広さ	予定子供数に影響なし
石坂・秦 (2000)	対数線型モデル	横断面 (個票)	居室室数	最近1年間の第1子と第2子出生率に対して22畳程度の大きさで直接効果が正に変化

以上の既往研究に関する概観を整理すると、育児環境と出生行動に関する理論的展開は主に環境心理学分野で議論されており、その日本における実証研究をみると住宅の広さや部屋数といった居住環境を取り上げたものが多く、保育所といった地域における物的育児環境に着目した研究例は、筆者の調べた限りにおいて見当たらない。

## 2-2 研究の課題

本研究の課題は大きく二つに分けられる。一つは、保育所に着目し、地域内の整備水準を表す客観指標（たとえば、保育所の整備率）が出生行動に与える効果を分析すること、もう一つは個人レベルのパネルデータを利用し、有配偶でありながら労働を継続しているグループに限定した整備水準の主観的評価が出生行動に与える効果を明らかにする。その具体的な分析対象と手法などについて表 2-2 にまとめる。

表 2-2 研究課題

	課題 1	課題 2
整備水準の指標	市町村単位の 0～5 歳人口あたり保育所定員数と 20～39 歳の女子有配偶人口当たり保育所数	主観的評価*
分析対象	20 歳から 39 歳の有配偶女性	24 歳から 36 歳までの有配偶かつ継続就業の女性
データ	市区、横断面データ	個票、パネルデータ
手法	共分散構造モデル	変量効果プロビットモデル

\*居住地の保育施設の整備水準について 5 段階評価（よく整っている、まあ整っている、あまり整っていない、まったく整っていない、わからない）。

## 2-3 日本における保育所の整備

### 1) 保育所とは

児童福祉法（平成9年4月1日施行現在）第39条によると、「保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育する」児童福祉施設の一つである。「保育に欠ける」子供に対して、同法第24条では、「市町村長は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保護者の労働または病気等の事由より、・・・、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。」としている。このことは保育所が、所得に関係なく「保育に欠ける」子供を保育して、子供の健やかな発達を保証することと、有配偶女子が働く権利を保障するという二つの役割を果たす社会福祉施設であると解釈することもできる。

### 2) 設置基準（保育所設置にかかわる最低基準）

法律では、保育所は以下の設置基準に従うことが定められている（現行の児童福祉施設最低基準に基づく）。

#### (1) 職員

保育士、嘱託医、調理員を以下のごとく置かねばならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員は置かなくてよい。とくに、保育士の配置基準としては、保育士一人当たり、満0歳児は3人、満1・2歳児は6人、満3歳児は20人、満4・5歳児は30人となっている。

#### (2) 設備の基準（必置）

- ・ 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所。
- ・ 満2歳以上の児童を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室、便所。

#### (3) 面積

- ・ 乳児室：1.65 m<sup>2</sup>/乳幼児一人
- ・ ほふく室：3.3 m<sup>2</sup>/乳幼児一人
- ・ 保育室又は遊戯室：1.98 m<sup>2</sup>/児童一人
- ・ 屋外遊戯場 3.3 m<sup>2</sup>/児童一人

### 3) 保育所の分類

#### (1) 認可保育所

上述した「最低基準」を満たす施設。設置者が自ら経営することが原則であるが、都道府県等の地方公共団体が社会福祉施設を設置し、その運営を社会福祉事業団等の民間社会福祉法人に委託する場合もある。このような公立民営の保育所が存在するが、保育所を公私立に分ける場合は、設置主体ではなく、経営主体で分類するのが一般的である。

#### (2) 認可外保育所

「最低基準」を満たさない施設であり、自治体の補助金が受けられない。たとえば、ベビーホテル等。

#### (3) 準認可保育所（本研究での定義）

自治体が独自の基準を設け、それらの基準を満たす施設で、自治体の補助金を受けているもの。たとえば、横浜市では、1) 3歳未満児の定員が20人以上で、2) 概ね対象児童の4人に1人の保育従事者が確保され、3) 給食の実施、4) 障害児の受け入れといった基準を満たす施設をいう。ただし、横浜市の場合、助成の対象になる児童は3歳未満児に限られている。

#### 4) 保育所への入所の措置基準

保育所への入所基準は児童福祉法施行令（平成6政令398）第9条の3に従い市町村で定めることとなっており、市町村ごとにその設置基準は異なる。例として、保育政策に積極的に取り組んでいる横浜市の主な入所基準（平成12年度）を取り上げる。

- ・ 会社や自宅を問わず母親が、1日4時間以上、月16日以上働いているとき
- ・ 母親が、出産の準備や出産後の休養が必要な時
- ・ 母親が病気で1ヶ月以上入院
- ・ 病人や障害者を介護している時
- ・ ただし、子供と同居している祖父母などが両親に代わって保育できる時は、保育所に入所できない

#### 5) 最近の保育所に関する主な規制緩和

##### (1) 分園方式の導入

認可保育所の設置が困難な地域において保育の実施を図るために、主体となる認可保育所（以下、中心保育所）が、その中心保育所と通常の交通手段により30分以内の距離に、30人未満の規模の施設を2ヵ所まで設置可能。調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができるとしている。

## (2) 入所定員の弾力化

認可定員に対して年度当初においては概ね 15%、年度途中においては概ね 25%まで入所定員を拡大することができる。

## (3) 短時間勤務の保育士の導入

常勤の保育士の総数が、指定基準上の定数の 8 割以上である場合、1 日 6 時間未満又は月 20 日未満の短時間勤務の保育士を採用することができる。

## 6) 新エンゼルプラン

少子化への対応の必要性から 1994 年、政府は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」という政策を立案し、その施策として、「緊急保育対策等 5 ヶ年事業」が 1995 年を初年度として実施されることになった。さらに、1999 年には、1999 年から 2003 年までに進める計画で、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」が策定されるに至った。この新エンゼルプランにおける保育所整備に関連する主な内容は以下のとおりである。

- ・ 低年齢児（0～2 歳）の保育所受入れの拡大
- ・ 多様な需要に応える保育サービスの推進：延長保育、休日保育の推進等
- ・ 在宅児も含めた子育て支援の推進：地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進
- ・ 放課後児童クラブの推進：子育てと仕事の両立支援するための多様な保育サービスの充実などを策定し、多機能化保育所を 5 年間で 1,500 か所整備することを計画

## 7) 保育所の現状

女性の社会進出が進む中で、子供の数が減っているにもかかわらず、公的保育を求める需要は年々高まっている。しかし、保育所の受け入れ体制の整備が追いつかず、希望していても保育所に入所できない待機児数は年々増大していることが表 2-3 からわかる。なお、表 2-3 の待機児数は現状の保育所に対するニーズを正しく反映する指標ではない。認可保育所では有職者を優先とするため、専業主婦が新たに職を見つけてサービスを受けようとしても、優先順位が低いいため専業主婦の多くは最初から保育所利用を諦めている可能性がある。したがって、現状の待機児数には専業主婦のニーズが含まれていない。

表 2-3 保育所数と定員，入所児童数，待機児数の年次推移

年	保育所数	定員	入所児童数 <sup>1</sup>	待機児数 <sup>2</sup>	待機児の割合 <sup>3</sup>
1994	22,526	1,934,670	1,675,877	26,114	0.016
1995	22,488	1,922,835	1,678,866	28,481	0.017
1996	22,438	1,917,206	1,701,655	32,855	0.019
1997	22,387	1,915,599	1,738,802	40,523	0.023
1998	22,327	1,914,712	1,789,599	58,457	0.033

1：厚生省「平成9，10年度社会福祉施設等調査報告」

2：厚生省児童家庭局保育課調べ

3：待機児数/入所児童数

#### 8) 都市基盤整備公団による保育施設の整備

都市基盤整備公団による保育施設の整備を表 2-4 に示す。新エンゼルプランとして少子化対応施策が具体的に実現される中で，公団による少子化対策や女性の社会進出の対応した子育て支援施設の増設が期待される。



表 2-4 都市基盤整備公団による保育施設の整備

プロジェクト名	完成年	所在地	種別	備考
光が丘	1984	練馬区	保育園 (3) 学童保育所 幼稚園	施設分譲
本郷真砂アーバンハイツ	1985	文京区	婦人センター	施設分譲
滝山東	1987	東久留米市	保育所	施設分譲
セーラ小松川	1989	江戸川区	学童保育所	施設分譲
光が丘イチョウ通	1989	練馬区	保育園	施設分譲
光が丘プロム 10	1989	練馬区	学童クラブ	施設分譲
竹の塚第一	1992	足立区	保育園	施設分譲
すまいる亀有	1994	葛飾区	学童保育クラブ	施設分譲
シャレール新蒲田	1995	大田区	保育園	施設分譲
岩倉	1996	岩倉市	児童館	施設分譲
シーリアお台場	1996	港区	保育園 児童館	受託
アミティ南六郷	1998	大田区	児童館	施設分譲
ハーモネスタワー松原	1999	草加市	民営保育施設	施設賃貸
ビーコンヒル能見台	1999	横浜市	民営託児施設	施設分譲
西神田 2 丁目	1999	千代田区	保育園 学童クラブ	施設分譲

資料：都市基盤整備公団 (2000)